市役所からの お知らせ



*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市 ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

●文中「SC」はサービスセンターの略です。

国保の日帰り人間ドック 環境都市推進課 のかたはお忘れなく。 を平常どおり収集します。 は、「家庭ごみ」と「資源化物 (集日にあたっている地 3月21日月の振替休日 **5**(863)6631

の申請を受け付けます

人間ドックは、特定健診の検査項 診査(メタボ健診)は無料ですが、 けます。 6月から始まる特定健康 人間ドック」の受診申請を受け付 に加えて詳細な検査を行うた 自己負担があります。 田市 国民健康保険の 日 帰

①来年3月31日時点で35歳以上 ②今年4月までの加入月数が通算 ①~③のすべてを満たすかた 額などはお問い合わせください。 みください。検査項目や自己負担 を受診するか検討の上、お申し込 12か月以上 象▶秋田市国保加入者で、次の 両方は受診できません。どちら

> 申込期間▶4月7日休~13 ③国保税を完納している いるかたは対象外です。 後期高齢者医療制度に加入して 日 (水) の

3月21日月の

振替休日」のごみ収集

持ち物と国保被保険者証

東SC(正面入り口付近) では受け付けません)、アルヴェ駅 雄和の各市民SC(東部市民SC 別館1階)、北部·西部·南部·河辺 申込場所>特定健診課(市役所山王

保健センター、白根病院 田厚生医療センター、秋田県総合 総合病院、秋田赤十字病院、秋 ドックの実施医療機関>市立秋 ンター、中通健康クリニック、 赤十字病院附属あきた健康管理セ 秋 田 田

関によって検査項目が異なるた 料の消費税相当額)。なお、医療機 た全員にお知らせします は、5月上旬までに、申請したか 定員(抽選)▶1千35人。抽選結果 め、受診料にも違いがあります 千円(ドック受診料の3割+受診 自己負担額▼1万2千円~1万7

問い合わせ

特定健診課費(866)8903

ジ受療券を交付します はり・きゅう・マッサー

ら使える「はり・きゅう・マッサー 高齢者医療の被保険者に、4月か 田市国民健康保険または後 期

成)を交付します。 も3月24日休から。 ジの受療券」(1回につき80円を助 申請は

①国民健康保険

枚数▶20枚綴りを2冊まで(1回 請前の国保税を完納しているかた 対象▶申請時に55歳~4歳 で、

のを持って、国保年金課4番窓口 運転免許証など身元確認できるも 申請》国民健康保険被保険者証

②後期高齢者医療

しているかた **対象**>後期高齢者医療制 度に 加

枚数>15枚綴り1 冊

を持って長寿福祉課へ(市福祉棟 申請▶後期高齢者医療被保険者証

問 ☎(866)2095

*①②とも、平日に、北部・西 駅東SC、岩見三内・大正寺の各 連絡所でも受け付けます(東部市 民SCでは受け付けません)。 南部・河辺・雄和の各市民SC、 部

ら指定管理者が行います 市営住宅の管理は4月か

二丁目アトリオンビル5階)が行 管理は、指定管理者の一般財団法 人 秋田県建築住宅センター(中通 月から、 市営住宅などの維

Eメール r_patrol@city.akita.akita.jp

いずれ は、同センターへお願いします。 いますので、各種お問 管理する施設▶市営住宅、市特定

児童遊園地などの共同施設

公共賃貸住宅、集会所や駐車場、

申請で1冊を交付 申

(市議場棟1階)

苦情やトラブルの受け付けなど ど緊急時の対応、住環境の整備 き、修繕・保守管理、事故や災害な おもな業務▶定期募集や入退去手続

*指定管理期間は5年間です。

*市営住宅に関する問い合わせ

問>☎(866)2098 入

指定管理に関する問い合わせ

AX(836)7852 **2**(836)7850 (4月1日金から)

住宅整備課 (866)2134

道路の穴などを見つけ たらご連絡ください

ぎます。ご協力をお願いします。 らの迅速な通報が事故を未然に防 43.FAX(864)0881 路側溝の損傷や蓋のがたつき、ガ 危険箇所の例▶道路の穴や亀裂、 課へご連絡ください。みなさん 険な箇所を見つけたら、道路維 ミラーの損傷、土砂崩れ・倒木など ードレールや境界ブロックの破 立つようになってきています。 連絡先▶道路維持課☎(864)36 雪解けに伴い、道路の傷みが 道路照明灯の不点灯、カーブ 道 か 危 目

い合わ



包括外部監査の結果 報告を受けました

2月8日、公認会計士で市の監

査人である吉岡順子さんから、平成27年度包括外部 監査の結果を報告していただきました(左の写真)。 包括外部監査は、市の組織に属さない独立した立場 の監査人が、市の事務をチェックするものです。

市では、報告された内容を十分検討し、適切に対処 してまいります。総務課費(866)2007

平成27年度の監査テーマ)高齢者福祉事業・介護保険 事業に関する事務の執行について

監査結果の要点

- ◆介護保険法上、要介護認定は申請日から原則30日 以内に行わなければならないが、市の介護保険事 業計画における目標設定は、実情を踏まえ35日と されている。同法に30日の定めがある以上、それ に近づくような努力を継続する必要がある。
- ◆介護保険料の滞納者に対する催告について、体制 整備の問題はあるものの、可能な時期に可能な体 制で対象を絞って実施するなど、できるところか ら電話や訪問などを実施する必要がある。
- ◆介護保険料の催告書の送付に関して、そのタイミ ングや回数、対象者などのルールを定め、計画的 に実施していく必要がある。
- ◆条例上、介護保険料を納期限後に納付する場合に 延滞金が賦課されるが、対象となるすべての場合 に賦課されているわけではないため、延滞金の網 羅的な賦課に向けて可能なやり方を継続的に検討 する必要がある。
- ◆エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都 市)の認知度は上がってはいるが、目標には達して いない。市の成長戦略の1つでもあることから、 今後更なる認知度の向上を図る必要がある。

った贈呈式で



●問い合わせ

福祉総務課☎(866)2092

合など、一定の要件に該当すると

の維持が困難になる恐れがある場

付することで、事業の継続

や生活 度に納

と納税相談に応じます。

問い合わせ

納税課☎(866)2058

納期限が過ぎた市税を一

収益金の一部5万円を、寄附して リティーカクテルパーティー」の いました。 いただきました。 催した「第28回NBA秋田チャ 協会秋田支部から、昨年10月に 秋田市の福祉に役立ててほしい 般社団法人日本バーテンダ ありがとうござ

きるようになります。

合があります

金から、申請により「換価」(差し押 さえ財産の売却など)の猶予がで 税制 度の改正により、 4 月 1 Н

手続きが猶予される申請により滞納処分の

秋田市への寄附

ありがとうございます

納税課へご相談ください。 ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

Α Е

きは、

納期限

から6か月以内に申

れる場合があります。詳しくは、 請すると滞納処分手続きが猶予さ

ます。 税、軽自動車税などの市税の納付 5時15分。 市役所2階)に納付窓口を開設し 3月19日土・20日日に、 時間は午前8時30分~午後 市·県民税、 固定資 産

市税の休日納付窓口を開設

納 税

施設などで実際に に、補充する電極 使用された場合 外式除細動器)が

パッドを無償で差し上げます。

給付します AEDパッドを無償で D (自動 体 AED

標章

などは、お問い合わせください。 請を受け付けています。該当要件 の交付を受けている施設です。 員が救命講習を実施するなどして ●問い合わせ AED設置施設標章」(右の画像 なお、救急課では、 対象は、AEDを設置し、従業 標章の交付申

 $\mathbf{8}$ (823) 401 消防本部救急課 9

みてるくん 監視力メラ

別して正しく処理しましょう。 以下)の対象になります。 引っ越しなどで出るごみは、 不 分

課へご連絡ください。

●問い合わせ

廃棄物対策

8(866)2076

法投棄を見つけたら、

廃棄物対策

広報あきた

以下の罰金(法人の場合は3億 役または1千万円 は、5年以下の懲 ごみの不法投棄 円

不ほうとうとう。そのよう!